

（誘導灯に関する基準）

- 第51条 令別表第1(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物のうち、同表(7)項又は(12)項のいずれかの用途に供される部分の床面積の合計が当該小規模特定用途複合防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該同表(7)項又は(12)項のいずれかの用途以外の用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものに限る。）で、延べ面積が300平方メートル以上のもの（昼間のみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。）には避難口誘導灯を設けなければならない。
- 2 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物及び同表(16)項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物のうち、同表(7)項の用途に供される部分の床面積の合計が当該小規模特定用途複合防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該同表(7)項の用途以外の用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものに限る。）で、延べ面積が300平方メートル以上のもの（昼間のみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。）には、通路誘導灯を設けなければならない。
- 3 前2項の規定により設ける誘導灯は、令第26条並びに規則第28条の2（第1項第5号及び第2項第4号を除く。）及び第28条の3の規定により設置、維持しなければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔平成27年条例第47号〕

【趣旨】

本条は、政令第26条第1項の適用を受けない防火対象物の内、学校(7)項と工場及びスタジオ等の(12)項に、誘導灯に関する基準について必要な付加基準を定めたものである。

【解説】

- 1 誘導灯は、屋内から直接地上へ通ずる出入口、避難階段、特別避難階段等の有効に避難できる場所を表示し、又は当該場所に安全かつ迅速に誘導することを目的とするもので、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯の3種類がある。誘導灯の設置及び維持に関する全国的な技術上の基準については、政令第26条、省令第28条の3のとおりである。
- 2 札幌市では、このほかに、昼間のみ使用し、採光が避難上十分である防火対象物を除き、次に掲げる防火対象物には、避難口誘導灯又は通路誘導灯を設けなければならないこととしている。

また、「消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の公布について」（平成27年2月27日付け消防予第82号通知）により、政令別表第1(7)項及び(12)項のいずれかを主たる用途とする小規模特定用途複合防火対象物の地階、無窓階及び11階以上の階の部分以外の部分に誘導灯の設置義務がなくなった。それにより、みなし従属部分が存する政令別表第1(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物との規制に違いが生じたため、同年に本条を改正し、規制のバランスを図ったものである。

※ 「小規模特定用途複合防火対象物」とは、省令第13条第1項第2号に規定され、政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物全体の床面積の10分の1以下であり、かつ、300平方メートル未満である防火対象物をいう。

- (1) 避難口誘導灯（政令別表第1(7)項、(12)項、(16)項イ）

政令別表第1(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物のうち、同表(7)項又は(12)項のいずれかの用途に供される部分の床面積が90パーセント以上であり、かつ、当該同表(7)項又は(12)項のいずれか

【第51条（誘導灯に関する基準）】

の用途以外の用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものに限る。）  
で、延べ面積300平方メートル以上のもの

(2) 通路誘導灯（政令別表第1（7）項、（16）項イ）

政令別表第1（7）項に掲げる防火対象物及び同表（16）項イ（小規模特定用途複合防火対象物のうち、同表（7）項の用途に供される部分の床面積が90パーセント以上であり、かつ、当該同表（7）項の用途以外の用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものに限る。）に掲げる防火対象物で、延べ面積300平方メートル以上のもの

- 3 誘導灯は、政令第9条の適用を受けないため、政令別表第1（16）項ロに掲げる防火対象物のうち、（7）項又は（12）項のいずれかの用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル以上のものであっても、本条による誘導灯の設置義務は生じないものである。4 札幌市における誘導灯の設置及び維持に係る技術上の審査基準については、札幌市公式ホームページに掲載されている「建築確認同意・消防用設備等設置規制事務審査基準」の誘導灯の項を参照すること。